

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
神奈川大学法科大学院	平成25年度	適合

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教育の内容・方法等	2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか(「連携法」第2条、「告示第53号」第5条)。	法律基本科目群は、公法系6科目、民法系17科目、刑事法系6科目の計29科目を、法律実務基礎科目群は8科目を、基礎法学・隣接科目群は、基礎法学6科目、隣接科目4科目の計10科目を、展開・先端科目群は31科目をそれぞれ開講している。	法律基本科目群は、公法系6科目、民法系16科目、刑事法系6科目の計28科目を、法律実務基礎科目群は11科目を、基礎法学・隣接科目群は、基礎法学6科目、隣接科目4科目の計10科目を、展開・先端科目群は33科目をそれぞれ開講している。
	2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか(「告示第53号」第5条第2項)。	修了要件単位数102単位のうち、法律基本科目から66単位(64.7%)以上、法律実務基礎科目から10単位(9.8%)以上、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目から26単位以上を修得しなければならないものとされている。	変更後においても、修了要件単位数102単位のうち、法律基本科目から66単位(64.7%)以上、法律実務基礎科目から10単位(9.8%)以上、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目から26単位以上を修得しなければならないものとされている。
	2-21 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準(1年、30単位を上限とする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、そのを超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。)に基づいて適切に設定されているか(「専門職」第25条)。	法学既修者の在学期間については、貴法科大学院に2年以上在学すれば足りるものとされている。また、原則として、1年次配当の法律基本科目12科目(30単位)が修得されたものとみなされるとともに、展開・先端科目1科目(2単位)が既修得科目としてみなされている。	法学既修者の在学期間については、貴法科大学院に2年以上在学すれば足りるものとされている。また、原則として、1年次配当の法律基本科目のうち「公法(行政法総論)」を除く10科目(28単位)が修得されたものとしてみなされている。
教員組織	3-2 専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか(「告示第53号」第1条第5項。なお、平成25年度まで「専門職」附則2が適用される。)	15名の専任教員は、全員が貴法科大学院のみの専任教員として取り扱われている。専任教員のうち2名は、専門職大学院設置基準附則第2項の適用により、2013(平成25)年度まで貴大学法学部の専任教員との二重籍が認められる専任(兼任)教員である。	15名の専任教員は、全員が貴法科大学院のみの専任教員として取り扱われている。2013(平成25)年度において、専任(兼任)教員であった2名は、いずれも法学部との兼任が解消されている。
	3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	法律基本科目の92.3%、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の30.5%は、専任教員が担当している。	法律基本科目の99.3%、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の39.7%は、専任教員が担当している。